の共同事業弁護士等若しくは外国法共同事業外国法事務弁護士等（共同事業弁護士等又は外国法共同事業外国法事務弁護士等であった者を含む。）（以下この条において「弁護士法人等関係者」と総称する。）が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該受入先弁護士法人等になろうとする弁護士法人等は、受入先弁護士法人等となることができない。

一　弁護士職務経験を開始しようとする日前二年以内において弁護士法人等関係者がその業務に係る刑事事件に関し刑に処せられた場合又は弁護士職務経験を開始しようとする日において弁護士法人等関係者を被告人とするその業務に係る刑事事件が裁判所に係属している場合。ただし、当該刑事事件が弁護士法人の社員である弁護士若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員である弁護士若しくは外国法事務弁護士でなくなった後にした行為又は共同事業弁護士等若しくは外国法共同事業外国法事務弁護士等でなくなった後にした行為に係る場合を除く。

二　弁護士職務経験を開始しようとする日前二年以内において弁護士法人等関係者が弁護士法第五十六条若しくは第六十条又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第八十三条若しくは第九十二条若しくは第九十四条の規定による業務の停止、退会命令又は除名の処分（以下この号及び第五条第六号において「業務停止処分等」という。）を受けた場合。ただし、当該業務停止処分等が弁護士法人の社員である弁護士若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員である弁護士若しくは外国法事務弁護士でなくなった後にした行為又は共同事業弁護士等若しくは外国法共同事業外国法事務弁護士等でなくなった後にした行為に係る場合を除く。

六　受入先弁護士法人等である弁護士法人若しくはその社員（社員であった者を含む。）である弁護士、受入先弁護士法人等である弁護士・外国法事務弁護士共同法人若しくはその社員（社員であった者を含む。）である弁護士若しくは外国法事務弁護士若しくは受入先弁護士法人等である弁護士又は受入先弁護士法人等の共同事業弁護士等若しくは外国法共同事業外国法事務弁護士等（共同事業弁護士等又は外国法共同事業外国法事務弁護士等であった者を含む。）が、その業務に係る刑事事件に関し起訴された場合又は業務停止処分等を受けた場合。ただし、当該刑事事件又は当該業務停止処分等が弁護士法人の社員である弁護士若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員である弁護士若しくは外国法事務弁護士でなくなった後にした行為又は共同事業弁護士等若しくは外国法事務弁護士等でなくなった後にした行為に係る場合を除く。

附　則

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

府　令

○内閣府令第六十号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年十月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二章　警察庁の組織 **第一節　内部部局** **第三款　刑事局** （犯罪組織情報官） **第三十二条**　刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課に、犯罪組織情報官一人を置く。 2　［略］ （暴力団排除対策官） **第三十三条**　刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課に、暴力団排除対策官一人を置く。 2　暴力団排除対策官は、命を受け、令第二十八条第五号に掲げる事務、同条第六号に掲げる事務（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十三条、第十四条、第二十八条及び第三十二条の三から第三十二条の十五までの規定に関するものに限る。）及び令第二十八条第七号に掲げる事務をつかさどる。 （国際連携対策官） **第三十四条**　刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課に、国際連携対策官一人を置く。 2　国際連携対策官は、命を受け、令第二十八条第八号に掲げる事務（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十四条の規定に関するものに限る。）及び令第二十八条第九号に掲げる事務をつかさどる。 （特殊詐欺対策室） **第三十五条**　刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課に、特殊詐欺対策室を置く。 ［2～4　略］ ［条を削る。］	**第二章　警察庁の組織** **第一節　内部部局** **第三款　刑事局** （犯罪組織情報官） **第三十二条**　刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課に、犯罪組織情報官一人を置く。 2　［同上］ ［条を加える。］ （国際連携対策官） **第三十三条**　刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課に、国際連携対策官一人を置く。 2　国際連携対策官は、命を受け、令第二十八条第六号に掲げる事務（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十四条の規定に関するものに限る。）及び同条第七号に掲げる事務をつかさどる。 （特殊詐欺対策室） **第三十四条**　刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課に、特殊詐欺対策室を置く。 ［2～4　同上］ （暴力団排除対策官） **第三十五条**　刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課に、暴力団排除対策官一人を置く。